

8.2 史跡・文化財

8.2.1 調査事項

調査事項は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表8.2-1 調査事項(東京2020大会の開催前及び開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度
予測条件の状況	・工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。 ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。

8.2.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

8.2.3 調査手法

調査手法は、表 8.2-2 に示すとおりである。

表8.2-2 調査手法(東京2020大会の開催前及び開催後)

	調査事項	文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度
	調査時点	工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.2.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在するが、品川台場を直接改変することにはなかった。また、品川台場（第三台場）周辺で仮施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努めた。水中スクリーンの設置は、第三台場に直接固定するのではなく、第三台場前面に敷設した土のうに固定することで、史跡に影響を与えない工法とした。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法にて実施し、文化財等への損傷等の影響を及ぼすことも無かった。

2) 予測条件の状況

ア. 工事の実施状況

工事の実施状況は、「4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.3 施工計画」(p.14～15 参照) に示すとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.2-3(1) 及び(2) に示すとおりである。なお、史跡・文化財に関する問合せはなかった。

表8.2-3(1) ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催前及び開催後)


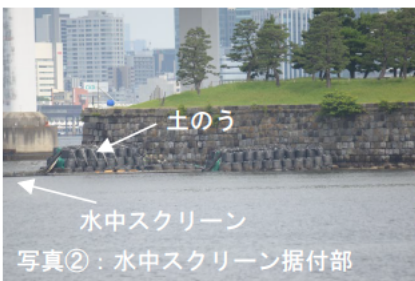

ミティゲーション	・品川台場は改変しないことから、仮施設の整備による現状変更は行わない。
実施状況	品川台場を直接改変することにはなかった。
ミティゲーション	<ul style="list-style-type: none"> ・品川台場（第三台場）周辺で仮施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。
実施状況	品川台場（第三台場）周辺における仮施設としては水中スクリーンを設置した。水中スクリーンの設置に当たっては、品川台場（第三台場）の現状を変更することがないように水中スクリーンを固定する際は、土のうを設置することにより固定した。また、撤去においては水中スクリーンを撤去したのち土のうを撤去した。工事に伴う振動等により品川台場（第三台場）の現状及び保存に影響を及ぼさないよう、土のう及び水中スクリーンの設置・撤去は慎重に工事を行った。
   <p>水中スクリーンの設置・撤去状況</p>	

表8.2-3(2) ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催前及び開催後)

実施状況(つづき)	
<p style="text-align: center;">水中スクリーンの設置位置</p>	
ミティゲーション	・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。
実施状況	工事の施行中に新たな埋蔵文化財は、発見されなかった。

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場を直接改変することはなかったため、仮設施設の整備による現状変更は生じなかった。また、品川台場（第三台場）周辺での仮設施設の設置及び解体復旧工事に当たっては、慎重に施工し、振動の低減に努めた。水中スクリーンの設置は、第三台場に直接固定するのではなく、第三台場前面に敷設した土のうに固定することで、史跡に影響を与えない工法とした。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、またその保存に影響を及ぼさない工法としたことから、文化財等への損傷等の影響もなかった。

以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。